

## 訂正とお詫び

【2023 I N P U T 講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（I N P U T 編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

### 【会社法・商法Ⅲ】

頁数	場所	誤	正
145	⑧ 右記のとおり変更	⑧ <u>種類株式発行会社</u> が吸収分割をする場合において、分割会社又は承継会社における <u>ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれ</u> があるときは、当該分割は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする <u>種類株主の決議</u> がなければその効力を生じない（322 I ⑧⑨・324 II ④）	<u>定款</u> で種類株主総会の決議を <u>不要</u> とすることができる（322 I ただし書・II III）
161	(2) ④の下に追加	⑤ <u>種類株式発行会社</u> が新設分割をする場合において、分割会社における <u>ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれ</u> があるときは、当該分割は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする <u>種類株主の決議</u> がなければその効力を生じない（322 I ⑩・324 II ④）。 <u>定款</u> で種類株主総会の決議を <u>不要</u> とすることができる（322 I ただし書・II III）。	